

農業用かん水施設を利用される方は 4/1～5/31 までに申請をお願いします

町内5か所（荒平・立岩・西原・畑・二俣）のかん水施設を利用される方は、期限内に申請と使用料の納付をお願いします。

また、令和4年度の使用料は、燃油価格の高騰による農家負担を軽減するため例年の7割の額とします。

記

申請期間 令和4年4月1日から5月31日まで(土日祝を除く)

申請先 玉東町役場 産業振興課

持参物 印鑑、使用料

使用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

年間使用料 個人の経営面積により変動します。(下表参照)
使用料は申請窓口でお知らせします。

農地基本台帳の 経営面積	通常使用料	令和4年度 使用料	備考
50a未満	5,000円	3,500円	・農地台帳面積を基本とし、水稻の作付面積については経営面積の1/2相当で計算します。
50a以上100a未満	7,000円	4,900円	
100a以上150a未満	8,000円	5,600円	
150a以上200a未満	9,000円	6,300円	
200a以上250a未満	10,000円	7,000円	
250a以上300a未満	12,000円	8,400円	
300a以上500a未満	15,000円	10,500円	
500a以上	20,000円	14,000円	
町外農業者	20,000円	14,000円	